
国有品図版目録

令和4年3月現在

文化庁文化財第一課

は し が き

文化庁では、昭和 25 年の文化財保護法施行以来、貴重な文化財の散逸や海外流出を防ぐため、文化財（美術工芸品）を購入しております。

また、出土した文化財のうち、国の機関または独立行政法人国立文化財機構が発掘したものであって、その所有者が判明しないものの所有権は国に帰属します。その多くは発掘地の地方公共団体に譲与されていますが、国が保有すべきと判断されたものは国の保有となっています。このうち国宝・重要文化財については文化財第一課が所管しています。

さらに、平成 10 年からは登録美術品制度が始まり、相続に際して美術品が国に物納ないし寄贈され、文化庁の保管となる事例も出てきました。昭和 28 年から実施されている模写・模造事業で作製した模写・模造作品も少なくありません。

これら国有品の多くは順次、国立博物館・美術館等に移管されてきましたが、平成 13 年の国立博物館・美術館の独立行政法人化以降、移管は行われていません。このため現在までの 20 年程で相当数が蓄積されるに至っています。その一方で情報発信が個別的になっており、その全体像がつかみにくくなっているという課題がありました。

このため、このたび国有品を図版入りで一覧できる目録を作成しました。ごく基本的なデータの提示にとどまりますが、本目録が研究者や学芸員など、学術研究や展覧会の企画に携わる方々のささやかな一助となり、国民の共有財産である国有品がより広く活用されることにつながれば幸いです。

文化庁文化財第一課